

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和8年7月17日（金曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

- 1) 議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち、
都市民生委員会所管分
- 2) 議案第36号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例
- 3) 議案第37号 羽生市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条
例
- 4) 議案第38号 財産の取得について

第 3 閉 会

出席委員（7名）

中 島 直 樹 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
西 山 丈 由 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

須 永 正 弘	健康福祉部長	杉 山 浩 二	社会福祉課長
稲 田 信 一	こども家庭課長	鈴 木 尚 美	児童保育課長
佐 藤 友美代	高齢介護課長	本 間 健 史	健康づくり 推進課長
山 木 章 史	まちづくり部長	横 田 徳 司	建設課長

山 崎 武 則 消 防 長 山 崎 高 消 防 総 務 課 長

高 附 直 也 契 約 検 査 課 長

事務局職員出席者

岡 田 光 弘 総 務 課 長

午前 9時30分 開 議

○中島直樹委員長 おはようございます。定時になりました。

ただいまから都市民生委員会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。本委員会の日程は、ペーパーレス会議システムの登録の日程により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 異議なしと認めます。

ペーパーレス会議システムに登録の日程により行います。

これより日程に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

消防長。

○山崎武則消防長 改めましておはようございます。消防長の山崎でございます。

本日は、議案第38号 財産の取得についてご審査をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案説明のために出席している職員を紹介させていただきます。

消防総務課長の山崎です。

○山崎 高消防総務課長 山崎です。よろしくお願いいたします。

○山崎武則消防長 また、同席させていただきます契約検査課長の高附です。

○高附直也契約検査課長 高附でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎武則消防長 以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 議案第38号 財産の取得についてを議題といたします。

消防総務課長に説明を求めます。よろしくお願いいたします。

消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 それでは、議案第38号についてご説明いたします。

申し訳ありませんが、着座にて失礼いたします。

羽生市議会議案、議案第38号をご覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提出させていただいております。

内容につきましては、井泉地区を管轄いたします羽生市消防団第5分団消防ポンプ自動車の取得でございます。

工事請負業者等を指名委員会の決定に基づきまして、去る6月4日に、埼玉消防機械株式会社、ほか6者による指名競争入札を執行いたしました。

入札の結果、埼玉消防機械株式会社が金2,392万5,000円で落札いたしましたので、同社との仮契約書を締結したものでございます。

なお、概要等につきましては、参考資料7をご覧ください。

参考資料7の1ページ、財産の取得の概要ですが、取得する財産は消防車両となります。財産の内容には、主要諸元及び主要艀装、3番には納入期限を記載しております。

続いて、参考資料7の2ページ目、ご覧ください。

こちらには、入札経過及び結果表を記載しております。

令和8年6月4日に7者の指名競争入札を執行しまして、埼玉消防機械株式会社が落札したものでございます。ご確認いただけるかと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

川田委員。

○川田真也委員 おはようございます。

新しい消防車が入るということで、何回もいろいろ消防からご説明あったとおり、今回は、免許制度改正後の免許証を持っている方を見越して、普通自動車免許で運転できる消防車両をということで、総重量3.5トン以下の車両になるということで、大きさ、こちらに仕様書みたいな感じで諸元等、ホイールベース、全長、全幅、全高とあるんですが、基本的に、現在消防団が使っている車両と、ぱっと見の大きさというのが、どれくらい小さくなっているのかというのを教えていただければと思うんですけれども。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 ぱっと見なんですけど、全長は、古いものが5,500ミリとなっていたものが、5,190ミリなので、310ミリぐらいの差となります。ちょっと

小さくなる形です。全幅なんです、こちらが1, 890ミリだったものが、1, 820ミリとなるので、70ミリぐらいの差となります。あと、全高、高さになりますが、こちらは2, 700ミリ、こちらが2, 390ミリとなりまして、310ミリの差となる状態です。若干ちょっと小さく。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

一回りというより、二回りぐらい小さくなるのかなと、イメージが、私の中で分かりました。

今回それで重量を軽くするので、本体はガソリンエンジンということで、消防活動中に、例えば今までディーゼルで、DPFが詰まって、長時間消防活動をする、ディーゼル車だと煤煙を取る装置が詰まって動かなくなっちゃったというのが、過去あったかと思うんですけれども、ガソリンの場合は、まずそれがないと思うんですが、ガソリン車にしての弊害というのは、何かこれが起きるかな、ディーゼルよりもガソリンのほうが、やっぱり何も、メンテナンスフリーのエンジンなので、いいのかなと思うんですけれども、ガソリンにして、例えば燃費が悪くなるとか、活動時間がディーゼル車に比べて短くなるとか、そういう弊害というのはないのか教えていただければと思います。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 まだ本当に1台目の車両となりますので、ちょっと実際動いてみないと、はっきりとしないところがあると思うんですが、基本ないとは思っております。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○川田真也委員 分かりました。

もう一つ、今まで第5分団、利根川沿線の分団ということで、過去ずっと四輪駆動の車を使っていたかと思います。井泉、村君、川俣、新郷、この分団がずっと四輪駆動車だったんですが、今回やはり車両重量の関係で、四輪駆動車ですと免許制度に合わないということで二輪駆動になっているんですけれども、今後、本会議での答弁でも分団との協議をして、二輪駆動、四輪駆動は話して決めますよというような話だったんですが、今回、二輪駆動車になって、例えば、利根川の河川敷の火災ですとかになった場合に、今までは本当に火元まで、四輪駆動にすると行けちゃったのが現実なんですけれども、今回二輪駆動というと、やはり砂利道までしか入れないとか、そういうふうな感じにな

っちゃうかと思うんですが、二輪駆動で大丈夫なのかなと思うんですけれども、その辺ご説明をお願いします。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 二輪駆動で大丈夫かということなんですが、一応利根川の河川敷内におきましては、近年管理用道路などの整備も進んでおりますので、二輪駆動での走行に支障はないものと考えています。

あとは、本当に奥のほうの場合は、ジェットシューター、ああいうものを使いますので、対応のほうは可能であると考えております。

○川田真也委員 分かりました。

じゃ、最後の質問です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ちょっと参考までに教えていただきたいんですが、今回これ新しく車を入れるわけですね。そうすると、今まで使っていた古い消防車両が処分あるいは下取り等になるかと思うんですが、古くなった車の取扱いというのは、今後どうなるのか教えてください。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 古くなった車両の取扱いということなんですが、以前は、やはり川田委員のほうから、官公庁オークションとか、いいやり方という形ですけれども、市にとってプラスになるようなことはという質問をいただいたと思うんですが、私たちも、財政のほうと、その点も話をしつつ、検討のほうはしているところでございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ぜひ、オークション等をする、非常に価値がある車両です。四輪駆動の小さいポンプ車というのが、もう東南アジアでは引く手あまたなので、ぜひ有効活用していただいて、要らなくなったものも市の財産にしていただければと思いますので、今後それをよろしくお願いします。これは意見です。

○中島直樹委員長 ほかに。

松本委員。

○松本敏夫委員 2つあるんですけれども、1点は、本部で使っている車両と団のほうで使っている車両は、能力的には差があるのか、その辺ちょっと1つ。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 先ほどの団と本部との車両の能力差についてなんですが、特に差のほうはございません。相違はございません。

○松本敏夫委員 ああ、そう。

じゃ、もう一つ。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 これ、ちょうど競争入札になっているんだけど、指名入札になっているんだよね。その指名の数をちょっと知りたいんですけども。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 指名業者は7者になります。

○松本敏夫委員 7者。

○山崎 高消防総務課長 はい。

○松本敏夫委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 松本委員に関連して入札の件で、参考資料に7者で、4者が辞退して残り3者でということで、これ指名競争で、最低制限価格というのは設けていたんですか。それとも、落札したところが一番数字的には低いわけで、この辺はどうなんですか。私はよく分からないんですが、素人なんで。

○中島直樹委員長 契約検査課長。

○高附直也契約検査課長 本入札は指名競争入札ということで、入札については、羽生市指名競争入札執行要綱に基づき、契約検査課のほうで執行しております。同要綱第9条により参加者が2者以上である場合は、競争性が図れたものとして入札が成立しております。

また、最低制限価格につきましては、建設工事、建設工事に係る測量とか設計監理が、最低制限価格を設けており、今回の案件につきましては、物品等になりますので、最低制限価格は設けておりません。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 物品等ということから最低制限価格は設けていないと。

この埼玉消防機械株式会社というのは、実績はどうなんですか、これまでのですね。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 この埼玉消防機械の実績になりますが、県内で現在42台、3.5トン未満の車両の実績があるものです。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 県内でということについては、たしか議場の中でそういう表現があったわけですが、羽生市ではどうなんですか。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 羽生市での実績なんですが、車両のほうはまだございませんが、ほかの救助資機材ですとか、そういうものは納入のほうはしている状況であります。

あと、ドローンも埼玉消防機械から納入しております。

○中島直樹委員長 いつだか見せてもらったドローンですか。

○山崎 高消防総務課長 はい。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 会社の本社が秩父ということで、たしか記載されておったと思うんですが、やはり県内42台、様々な自治体で納入されて実績があるということと、羽生市でもドローンを納入していると。そういうことから、指名7者の中の1者に加えたということなんですね、結果的には。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 委員申されましたとおり、そのとおりでございます。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○丑久保恒行委員 はい。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 質疑も出尽くしたようですので、これをもって質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時46分 休 憩

午前 9時51分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められております。これを許可します。

まちづくり部長。

○山木章史まちづくり部長 改めまして、おはようございます。

まちづくり部長の山木でございます。

本日は、議案第32号 令和8年度一般会計補正予算（第3号）のうち、建設課所管分、土木費の道路新設改良事業、負担金補助及び交付金の増額補正に関するご審査になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 それでは、議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）、別冊4のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

建設課所管部分について、建設課長に説明を求めます。よろしくお願いいたします。

建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課長の横田でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、すみません、着座にて説明させていただきます。失礼します。

それでは、議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち、建設課が所管します事業についてご説明いたします。

資料の別冊4、令和8年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書、議案第32号の8ページをご覧くださいと思います。

上段の第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費は1,150万円の増額補正です。

備考欄の道路新設改良事業1,150万円についてご説明いたします。

第18節負担金補助及び交付金の負担金、県自転車歩行者道整備事業負担金

1, 150万円は、埼玉県が実施する自転車歩行者道の整備に係る負担金の計上です。

参考資料1、補正予算の概要の13ページをご覧くださいと思います。

道路新設改良事業、1, 150万円、建設課です。

事業箇所は右側の位置図のとおりでございまして、大字須影地内、須影小学校正門南側の丁字路交差点付近です。

また、資料変わりました、ペーパーレス会議システムに掲載しました参考資料です。こちら図面となります。こちらの図面、右が北となっております。

一般県道南羽生停車場線とこの交差点から南、この図面では左のラウンドアバウト方面へ延びる羽生市道0116号線で、埼玉県が一括して工事と電柱移設を実施し、市が一部費用を負担する協定を締結し、事業を実施するものです。

こちらは通学路になっていますが、横断歩道を横断する際に、安全に信号待ちができる空間を確保し、緑色に路面を着色した通学路グリーンスポットを整備します。

工事延長は、県道部分が約40メートル、市道部分が約30メートル、全体で70メートルです。現在の歩道は、狭いところで幅1メートル程度ですが、拡幅により、幅は約2.5メートルとなります。

市負担金の算定根拠につきましては、県道と市道の管理界を境として、それぞれの道路敷地分に係る工事費を積み上げての事業量に応じた負担額となります。

全体工事費は2,700万円であり、県道部分に係る工事費が1,700万円、市道部分に係る工事費が1,000万円となっています。また、電柱移設は、市道部分に係る支障電柱1本の移設費150万円で、合計1,150万円となっています。

予算案議決後、協定を締結し、その後、年度内に工事を完成させるスケジュールとなっております。

以上、建設課が所管します事業についてご説明させていただきました。ご審査よろしくをお願いします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 基本的には、県のほうで発注して進めるということだと思えますけれども、この金額というのは、妥当性というのはどうなのか、高いのか安いのか、大体市で発注してもこれぐらいだろうというところなのか、その辺はどうなのかお伺いします。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長　こちらは、埼玉県の方で設計の方を行なっておりますが、埼玉県の設計基準に基づきまして、設計積算を行なっております。ですので、羽生市で行なった場合も同じ設計積算となり、その設計書に基づいたものとなっておりますので、額はどちらでやっても一緒だということになります。

○柳沢　暁委員　分かりました。

○中島直樹委員長　昆委員。

○昆　佳子委員　まず、今回のこの事業は、5年に1回の道路安全の点検ということで行われているということで、先日の議場でのご答弁にありましたけれども、この1か所だけが埼玉県から言われたところで、ほかのところはなかったということでしょうか。

○中島直樹委員長　建設課長。

○横田徳司建設課長　今回こちらの工事を行う、負担金で行うというところでございますが、こちらはたまたま県道の交差点で市道が絡んでいたということで、まとめて県が発注して工事を行うということですが、もちろん5年に一度行われる通学路安全総点検、こちらのほうで上がったものについて、国道だったり、県道だったり、市道だったり、その他もろもろあるわけですが、県のほうでも多々いろいろございまして、そのうちの一つということでご理解いただければと思います。

○中島直樹委員長　昆委員。

○昆　佳子委員　すごく信号で待機する児童を守るためのスポットというところで、多分市内でも、そういう結構危険な、信号待ちで危険な箇所が何か所かあるかと思うんですけども、例えば、これは県の事業ですけれども、市で独自でやる計画というのは、今後あるんでしょうか。

○中島直樹委員長　建設課長。

○横田徳司建設課長　市の市道の部分ということですね。

市道の部分でも、思い出すとたくさんありまして、例えば、県道も絡むんですけれども、この交差点の1本北の手押しの信号の交差点とか、そちらのほうとかでも、自動車、歩行者の交錯がありまして、危険だということを認識しておりまして、以前、柳沢議員からもご指摘いただいているんですけれども、そちらも改善していきたいなと言った覚えがあるんですけれども、いかんせん事業費が高くかかるところでございまして、そこだけではなくて、ちょっと次に、出てこないですけれども、やはり通学路は優先的に上げていきたいところではございまして、こういった通学路のグリーンスポットのなもの

を造っていきたいということは、常日頃考えているところでございます。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

以上です。

○中島直樹委員長 事故の頻度とか危険度からいったら、今課長がおっしゃった北側のほうが危ないんですよね。こっちのほうが事故は少ない。北側のほうは、車が今まで安野商店に何回突っ込んだことかというくらいだから。

ほかに。

西山委員。

○西山文由委員 この工事内容というのは、結局舗装をカットして、ガードレールつけて、歩道を造って、そういうことなんですか。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 図面をご覧いただきたいと思います。

工事の内容ですが、この図面の黒の線ですね、黒の線が現況の線となっております。ちょっと注目していただきたいのは、この辺なんですけれども、線状にあります、こちらが今ある歩車道境界ブロックがあります。

こちらの部分は、歩道を拡幅することによって、車道も拡幅されるような格好になります。今まで線形が若干S字っぽくなっていたのを緩和させるような感じになりまして、外へ広げるような感じになります。

黄色い部分、今回拡幅するという格好になりまして、先ほど説明したとおり、歩道のほうを約2.5メートルの幅で整備しまして、車道のほうも線形が変わってくるということで、この赤い線がありますけれども、この辺も舗装の打換えを行います。

それと、この反対側ですね、こちら歩車道境界ブロックを造るような格好になっていまして、この横断歩道の両端に、歩道の部分のところへ緑色に、一塁コーチャー、三塁コーチャーボックスみたいなものがありますけれども、こちらがグリーンに塗られる形になりまして、ここで信号待ちができるといった格好となります。ここを児童が渡っていくような感じとなっております。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 ないようでしたら、暫時休憩いたします。

午前 10 時 03 分 休 憩

午前 10 時 09 分 開 議

○中島直樹委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められております。これを許可いたします。

健康福祉部長。

○須永正弘健康福祉部長 改めまして、おはようございます。

健康福祉部長の須永と申します。本会議では大変お世話になり、ありがとうございます。

本日は、議案第 32 号 令和 8 年度羽生市一般会計補正予算（第 3 号）の健康福祉部所管部分、ほか 2 議案についての審査をよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から、説明のために出席しております職員を紹介いたします。

社会福祉課長の杉山です。

○杉山浩二社会福祉課長 杉山です。よろしくお願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 高齢介護課長の佐藤です。

○佐藤友美代高齢介護課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 こども家庭課長の稲田です。

○稲田信一こども家庭課長 稲田です。よろしくお願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 児童保育課長の鈴木です。

○鈴木尚美児童保育課長 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 健康づくり推進課長の本間です。

○本間健史健康づくり推進課長 本間です。よろしくお願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 それでは、よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 それでは、議案第 32 号 令和 8 年度羽生市一般会計補正予算（第 3 号）、別冊 4 のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

社会福祉課所管部分について、社会福祉課長に説明を求めます。よろしくお願いいたします。

社会福祉課長。

○杉山浩二社会福祉課長 社会福祉課長の杉山でございます。改めてよろしくお願いいたします。

では、恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち、社会福祉課所管部分について説明申し上げます。

別冊4、令和8年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書の資料6ページになります。

初めに、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費です。自立支援給付費等事業94万7,000円について説明申し上げます。

こちらは、障がい福祉サービスの支給決定や報酬を行うための自立支援給付システムに係る保守委託料とクラウド使用料について予算の補正をしようとするものです。

当該システムは、令和8年7月に予定されていたシステム標準化に伴い、企画課が管理する総合行政システムに組み込まれる予定であったことから、社会福祉課では、当該費用を7月分まで予算計上しておりました。

しかし、システムベンダーからの申出を受け、令和8年度中のシステム標準化が延期されたことを受けまして、引き続き社会福祉課で予算執行する必要性が生じたため、令和8年8月からの8か月分の費用を補正するものでございます。

次に、障がい者支援事業、総合行政システム改修委託料332万8,000円について説明申し上げます。

こちらは、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を、デジタル庁が開発したPMH医療費助成システムと連携し、マイナ保険証によるオンライン資格確認を可能とするためのシステム改修を行うものです。

国は、令和8年度中に全国規模での導入を目指しており、本システム改修に当たっては、国から改修費用の2分の1の補助を受ける予定でございます。

次に、資料の7ページに移ります。

第3項生活保護費について説明いたします。

まず、第2目のほうですが、扶助費、生活保護判決対応給付事業4,423万円について説明申し上げます。

こちらは、生活保護費のうち、平成25年から実施された生活扶助基準の改定について、令和7年6月27日の最高裁判所判決において違法と判断されたことを受けまして、

国が設定した新たな基準と従来の基準との差額分を追加給付するものであります。

本給付事務に係る事務費として、職員の時間外勤務手当 18 万 9,000 円及び消耗品費 10 万円を計上しまして、事業費としましては、扶助費、生活扶助費 4,224 万円を計上しております。

なお、事務費に関しましては 10 分の 10、扶助費に関しましては 4 分の 3 が国から補助されますことを申し添えます。

1 つ戻りまして、第 1 目生活保護総務費につきましては、現在、社会福祉課で勤務している会計年度任用職員 1 名の事務の一部を生活保護判決対応給付の事務に充てるため、その事務費 43 万円が国の補助金の対象となることから、財源内訳として、国県支出金の歳入として計上しまして、同額を一般財源から減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの社会福祉課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

川田委員。

○川田真也委員 おはようございます。

生活保護のところの扶助費で、判決対応の給付ということで、多分これ最高裁で、本会議でもあったんですけども、過去に遡って給付するわけですね。

国がやれと言っているんだから、しょうがないんでしょうけれども、私なんか思うに、もう生活保護をいただいていない過去に生活保護受給者だった人にも、これ渡すという理解でいいんですよね。

だから、現在、生活保護受給じゃなくて、過去、生活保護を受給されていて、自立して、今、一生懸命生活戻れた方にも、過去に遡って給付するんですよね。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○杉山浩二社会福祉課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○川田真也委員 やっぱり何で生活保護から自立できた方にも返さなくちゃいけないのかなと、非常に私も疑問に思うんですが、これ 4 分の 3 を国で、4 分の 1 を市の予算から給付する、例えば 4 万円だったら 3 万円国からの補助が出て、1 万円、市から付け足して、過去に遡ってお渡しするという理解なんですけれども、例えば、生活保護をもう受け取っていない、自立した生活を開始できた方に、国は 4 分の 3 返しますよと、返していいんですが、市がそこに 4 分の 1 付け足さないと駄目なんですか。

要は、もう自立して生活している人に、私は、返せと国が言うのはしようがない、じゃ、国の分を返して、市の分はいいんじゃないのかなと思うんですが、その辺どうなんでしょう。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○杉山浩二社会福祉課長 今回の遡及給付につきましては、国が決定しているところでございますので、我々としてお答えすることがなかなか難しい部分がございます、一般論として申し上げるところになってしまうんですけれども、今回最高裁判所が、厚生労働大臣が行なった生活扶助基準の引下げの手続きに過誤があったため、保護変更決定処分そのものを取り消すという形を取りました。

処分が取り消されたということになりますと、その減額処分が最初からなかったものという扱いになりますので、本来支給されるべき金額を再計算して、改めて扶助費を出し直す必要があるということになってきます。

そうしますと、対象期間に生活保護を受給していた方にとっては、本来受け取るべきであった金額と従来金額との差額部分については、本来受け取る権利があったお金ということになりますので、その差額を支払う必要があるものと認識してございます。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

分かったんですけれども、何かもやもや、皆さん、もやもやするかと思うんですけれども、実際のところ、1世帯当たりどれぐらい平均して戻るものなのか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○杉山浩二社会福祉課長 今回、補正予算のほうで積算させていただいた金額としましては、1世帯当たり約6万4,000円程度と見込んで設定をしてございます。

これは、国のほうも大体これぐらいが基準になるだろうということで示されている金額とほぼ変わらないところがございますけれども、やはり当時受けていた状況によって変わるものがございますので、多い方はもっと多いですし、少ない方は、該当になっていても金額としては全くもらえないという可能性もあるものがございます。

以上です。

○川田真也委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 21 分 休 憩

午前 10 時 23 分 開 議

○中島直樹委員長 それでは、再開いたします。

議案第 32 号、高齢介護課所管部分について、高齢介護課長に説明を求めます。よろしくをお願いします。

高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 高齢介護課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

議案第 32 号 令和 8 年度羽生市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、高齢介護課所管部分についてご説明いたします。

別冊 4、令和 8 年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書の 6 ページ下段をご覧ください。

社会福祉施設整備助成事業、18 節の負担金補助及び交付金 6,014 万 8,000 円について申し上げます。

この補助金は、市内に新たに定員 18 人の認知症対応型共同生活介護、認知症グループホームを整備する事業所に対し、施設整備等の費用を助成するものです。

補助事業の内訳として 2 点ございます。

1 点目は、施設整備分として 4,150 万円です。

これは、グループホームを整備するために必要な工事費や工事事務費を補助対象経費としています。

2 点目は、開設準備分として 1,864 万 8,000 円です。

グループホームの開設時から必要となる介護ベッドや車椅子などの備品購入費、それから、職員の募集や研修に係る人件費、また、開設に当たっての周知・広報のための経費などが補助対象となります。

なお、本補助金は、県から市へ交付される補助金を市から事業者へ全額充当し、進めてまいります。

最後に今後のスケジュールですが、市の補助金交付決定後に工事業者の入札が行われ、工事に着手、来年３月までに施設整備工事が完了し、４月から施設が開設される予定となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの高齢介護課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 この定員１８名については、認知症の入所型なんでしょうか、通所なんでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 入所型になります。

以上です。

○丑久保恒行委員 全て１８名全員が入所ということですか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 おっしゃるとおり、１８名全て入所の方が対象となります。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 軽度・中度・重度と、３つぐらいに分かれるんだと思うんですけども、認知症の度合いはどうなんですか。

どうなんですかというのは、割合とといいますか。重度の方ばかりですか。それとも、中度・軽度の方もいるんですか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームについては、入所できる対象者というのが決められておりまして、主に２点あります。

１点目としては、まず、認知症の方が対象になります。これは、医師の診断書の提出が義務づけられております。

２点目としましては、介護度になりますけれども、要支援２以上の方が対象となりま

す。

以上でございます。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 要支援1、要支援2、要介護1から5までという、たしか分離といいますか、そうすると、軽度の方という解釈でよろしいんですか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 介護度のレベルですが、今、丑久保委員おっしゃったとおり、軽い順から、要支援1、2、要介護1、2、3、4、5となっております。

今回の認知症グループホームに入所できる方については、要支援2から要介護5までとなっております。

以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○丑久保恒行委員 もう一つ。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 要支援2以上ということで、要介護の方も入所の対象になるわけですが、この要支援2以上ということは、例えば、要支援2が3人います、あるいは要介護1から3までの方が5人とか、あるいは要介護4、5の方が例えば10人いるとか、そういう割合というのはあるんですか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 今回の補助金の施設に関しては、来年4月からの開設になりますので、こういった割合で、こういった方が入所されるかは、今の段階では分からないことになります。法律上、要介護何の方は何名までとか、そういったことはありません。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 収入の割合が介護度によって違うのかなと思うんですよ。介護度が増せば増すほど、収入が増えていくと、そういうことが考えられるんです。

そう考えると、やっぱり安定した運営をしていくには、介護度が高いほうが、収入が高いわけですから、運営が比較的容易である、そういうことが想像できるわけでもあり

まして、したがって、認知症の施設、全く分かりませんですけども、ある一定の割合があるのかなというふうに想像して質問したわけですが、特にないと、そういう捉え方でよろしいわけですね。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 認知症グループホームは、市内に現在4つありまして、今回5つ目の施設となります。それぞれ施設の運営は施設ごとになりますので、その施設がどう判断するかというところに委ねられておりますが、おっしゃるとおり、介護度が上がるほど、介護報酬、施設に入ってくる報酬は大きくなってまいります、もちろん手間もかかってまいりますので、それらのバランスを勘案して決めることかと思っております。

以上です。

○丑久保恒行委員 分かりました。ありがとうございます。

○中島直樹委員長 あくまでも建設整備、建設の助成という話ですよ、これね。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時45分 開 議

○中島直樹委員長 それでは、再開いたします。

議案第32号、こども家庭課所管部分について、こども家庭課長に説明を求めます。
よろしく申し上げます。

こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 こども家庭課長の稲田です。よろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明申し上げます。

令和8年度羽生市一般会計補正予算書の7ページをご覧ください。右側の説明欄の上段になります。

子ども医療助成費等関係経費、12節委託料331万2,000円について申し上げ

ます。

これは、子ども医療費及びひとり親家庭等医療費について、デジタル庁のPMH医療費助成システムと連携することで、マイナ保険証によるオンライン資格確認を行い、医療機関等で受給者証の提示がなくても、助成制度が使用できるようにシステム改修を行うものです。

財源としましては、国の医療費助成オンライン資格確認自治体システム改修等事業費補助金を活用いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 ひとり親家庭、例えば生活保護者等についても、これは範疇の中に入ってくると、こういう捉え方でよろしいですか。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 生活保護の受給の方は、生活保護の医療扶助で対象になりますので、ひとり親家庭等医療費の対象にはならないかと。

○丑久保恒行委員 別途ということですね。

○稲田信一こども家庭課長 医療費は生活保護で出ますので、対象外になります。

以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 そうすると、仮に一般家庭のひとり親家庭で、子どもがお医者さんに通院した場合と生活保護受給者の子どもとは、別枠という捉え方でいいわけですね。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 丑久保議員のおっしゃるとおりです。

生活保護の方は、生活保護で医療費が負担されます。ひとり親家庭で、この助成制度の対象になっている方は、こども家庭課所管のひとり親家庭医療制度で助成がされております。

以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 今のに関連して、ちょっと終わってから聞こうかなとも思ったんですけども、せっかくなので教えてほしいんですけども、ひとり親家庭の経緯、例えば、お母さんと子どもたち、ひとり親家庭、お父さんと子どもたちもひとり親家庭になるんですよね。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 川田議員のおっしゃるとおりです。

いわゆる母子家庭、父子家庭、それぞれひとり親家庭の対象になります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 そうすると、一般的にという言い方違うな……お母さんが子育てをしている家庭とお父さんが子育てをしている家庭ですと、家庭の収入というのが、明らかにお父さんが子育てしている家庭のほうが多いと思うんですよ。

○中島直樹委員長 多いことが多い。

○川田真也委員 多いことが多いと思うんですよ。

例えば、お母さんが一生懸命パート等で子育てしている家庭と、お父さんが正社員で子育てしている家庭ですと、やはり年収って変わってくると思うんですが、そのお父さんの家庭もお母さんの家庭も、補助というのは同じなんですか。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 ひとり親家庭等医療制度としまして、所得制限の制度がありまして、所得に応じて受給が受けられる、受けられないというのが決まっております、ある程度の一定の所得がある方は、この制度が受けられないという場合もございます。

○川田真也委員 分かりました。理解しました。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前10時52分 開 議

○中島直樹委員長 それでは、再開いたします。

同じく議案第32号、児童保育課所管部分について、児童保育課長に説明を求めます。
よろしくをお願いします。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち、歳出、第3款
民生費、第2項児童福祉費、児童保育課所管部分についてご説明申し上げます。

別冊4、令和8年度羽生市一般会計補正書及び説明書の7ページをご覧ください。

第2目児童措置費、7ページ、説明の欄、中ほどにあります保育所措置関係経費、
12節委託料82万5,000円の減額について、こちらは、住民記録や税などの主要
な20の業務システムについて、国が示す標準仕様に統一するいわゆるシステム標準化
が全国的に進められています。

本市においては、令和8年7月までにシステム標準化を完了する予定でございましたが、
システムベンダーによる令和8年度中のシステム標準化は困難であると申出がありまし
た。そこで、当課が所管するシステムの標準化に係る関係経費を減額補正するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 どうしてできないといえますか、年度内に可能なものだったものが、
無理ということになったのでしょうか。その原因といえますか。

改修ができるということで予算を組んだわけですが、改修が年度内にできない
と。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 こちらは、システムベンダーであるAGS株式会社から、今年
度、標準化のシステム改修の予算を、見積りをいただきまして、予算計上を行いました
が、こちらが、令和8年度中のシステムの標準化が困難であるということの申出があり
ましたので、今回補正予算の減額をさせていただきました。

今回、標準化システムに移行した自治体において、不具合が発生したということがあ
ったということで、今年度の標準化は難しいということでの申出ということで承ってお

ります。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 内容等については曖昧な表現なんですが、それ以上は、AGSは詳しくはご説明されなかったわけですね。どうなのでしょう。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 申出の内容についての書類は、こちらに今、手元にはないのですが、今回不具合が発生しているということで、導入した場合の回復については相当時間をかけないと回復できないぐらいの重大な不具合であるということで聞いております。

今回不完全なシステムを移行回避できたというところでは、当課としては安堵しているところでございます。

現行のシステムについては、今までどおり使いやすいものとして、今使わせていただいておりますので、標準化システムに移行できる準備が整い次第、対応していきたいと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

午前10時57分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

議案第32号、健康づくり推進課所管部分について、健康づくり推進課長に説明を求めます。よろしくお願いします。

健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 健康づくり推進課長の本間です。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明いたします。

議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち、健康づくり推進課所管部分について説明いたします。

予算説明書、別冊4の7ページの一番下の段をご覧ください。また、参考資料1、補正予算の概要の9ページをご覧ください。説明は参考資料1を使っています。

保健衛生総務一般経費、12節委託料、健康管理システム改修委託料25万7千400円は、こども家庭課で令和8年度当初予算で計上しております未熟児療育医療費助成制度について、先ほど社会福祉課、こども家庭課の補正予算の説明と同様に、PMH医療費助成システムに接続する必要があります。

未熟児療育医療費は、先ほどの医療制度助成システムを運用しております総合行政システム、今ありましたAGSの総合行政システムとは別の健康管理システムで運用しております。健康管理システムは、健康づくり推進課で所管しておりますため、当課にてシステム改修を行います。

内容といたしましては、健康管理システムで管理しております基本データリストを全国共通のデータ項目にそろえるための改修となります。これは、自治体情報システム標準化の一環として段階的に実施していくものです。国のデジタル基盤改革支援補助金10分の10を活用いたします。

次に、予算説明書、別冊4の8ページの一番上の段をご覧ください。また、参考資料1、補正予算の概要の6ページをご覧ください。参考資料1を使って説明いたします。

保健衛生総務一般経費、12節委託料、健康管理システム使用料、マイナス11万5千800円は、自治体情報システム標準化により、新システムが稼働した際の使用料を増額で見込んでおりました。しかしながら、令和8年度の実施が困難となりましたので、減額するものです。

この7ページの中にあります保健衛生総務一般経費11万5千800円が減額になります。

以上で説明を終わります。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論がある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 01 分 休 憩

午前 11 時 04 分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

続きまして、議案第 36 号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。よろしくお願いいたします。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木です。引き続きよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第 36 号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことにより、理学療法士等を 1 人に限り保育士とみなすことができるための規定の整備及び 3 歳児における職員配置基準の一部改正において、経過措置の取扱いとされていた当該経過措置の期限を令和 9 年度末までとする見直しを行うため、国の基準に合わせて案文のとおり改めようとするものです。

以上で、議案第 36 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

昆委員。

○昆 佳子委員 当分の間を令和10年3月31日にした理由というのは何でしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 令和6年の条例改正によって、当分の間ということで規定をされたものです。

今回の職員の配置基準の見直しが、こちらの対象になっておりまして、今までについては、3歳児については、子ども20人について先生が1人で見ていくという配置の基準のものを、この6年の改正によって、15人対1での配置基準ということで改正するものになっております。その暫定の期間の見直しということで、経過措置期限が令和9年度末までということに、今回改正となったものです。

配置の見直しに伴っては、加算ということで、3歳児の加算を委託料にのせて、通常だと給付を行なっているというところで、事業というところが進んでいるところもありましたので、今回この改正につながったということで認識しております。

ただし、羽生市には、家庭的保育事業を行なっている事業者はございませんので、羽生市には、該当はございません。

以上です。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 改正後のところの条文の中に、結構、理学療法士とか作業療法士、言語聴覚士とかそういった方を、1人に限り保育士とみなすことができるという条文があります。

これは、みなすことができるということは、保育士さんではなくても、1人としてみなすということだと思えるんですけども、その辺は安全性とかってというのはどう捉えているのかお伺いします。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 こちらの条文にありますとおり、30条の4項にその規定がございますが、その施設において、保育士と一緒に、支援を受けることができる体制が整っていることを前提として、こちらの理学療法士等を保育士とみなせるという制度にな

っておりますので、単独ではございませんので、問題ないと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 例えば1人保育士さんがいて、1人理学療法士さんがいて、2人体制というのもあり得るということだと思えるんですけども、そういうケースもあるということでもいいんでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 家庭的保育事業自体が、そもそも子どもを少人数で受けているということもございますので、体制としては、保育士の支援が得られればというところで、こちらの基準の改正となります。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今のケースの場合、結構保育士さんの負担って結局は増えてくるのかなと。やっぱり資格をしっかりと、保育士の資格を持った保育士さんがいて、持たない理学療法士さんとか、そのほかの職種の方というのがいても、みなして、子どもも1人より2人分の保育士がいるとみなして預かれるということになるわけですね。

やはりその分、保育士さんとしては、かなり疲れるのかなというところなんですけれども、そういう解釈でよろしいんでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 全国的に保育士不足というところがありますので、その中でこちらの改正ということにつながっているかと思います。そういうところでは、保育士とみなすということをしていかないと、なかなか運営として難しいという事情があるかと考えております。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 とはいっても、ちょっと。時給というのは、保育士のほうが圧倒的に安いから、医療系にいたほうが……なかなか医療系の仕事で疲れちゃったという人もいるかもしれないですけども、なかなか実情としては広がらないんじゃないのかなという印象ですけども。

ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 これ前も聞いて、あれなんですけれども、結局これ、国がこういう条例を定めているので、倣って羽生も条例やるのかと思うんですが、羽生市で家庭的保育事業を行なっている事業所は今のところはないと思うんですが、あるか、ないかと、今後できる予定があるのか、ないのか、教えてもらえますか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 現在羽生市には、こちらの家庭的保育事業等を行なっている事業所はございません。また、今後、お話としても、こちらでは聞き取ってはおりません。以上です。

○川田真也委員 分かりました。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 多分全国的にだと思うんですけれども、この保育事業の、例えばA型の家庭的保育所だと、やっぱり全員が保育士でないといけないとかっていう規定とかあるかと思うんですけれども、やっぱり理学療法士とか看護師とかを保育士の一人とするということは、やっぱり全国的に、羽生市もそうだと思うんですけれども、保育士が足りなくて、こういう改定になったといことでよろしいでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 全国的に不足という話を申し上げましたが、全国的には、保育士資格を持っている方はいらっしゃるようだというところで、ただ、保育所等に勤めていらっしゃる方が少ないというんでしょうか、保育士以外の職業に就かれている方が多くおられるというところで、潜在保育士の掘り起こしをするようにということでは、県の事業としても進んでいるところではございます。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 じゃ、その潜在保育士さんに呼びかけとかをしていらっしゃるということですね、県とかも、市もしていらっしゃるんでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 市としては、県で行なっている事業のPRのお手伝いということにとどめているところではございます。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 今PRの段階かもしれませんが、今後、市でもやはり保育士さん不足というのはあると思いますので、市での呼びかけみたいなものは、潜在保育士さんがどのくらいいて、その方たちに呼びかけをするということはされる予定とか計画とかはございますでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 市で直接というところは、今のところ考えてはおりませんが、ただ、そういった市内の保育施設等で要望等ございましたら、県の事業もありますので、そちらも一緒にPRに努めていきたいと思います。
以上です。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

○中島直樹委員長 でも、実際問題、退職された市の職員の保育士さんなんかに市役所から連絡があって、戻ってくれと言われているんだけど、二度と戻らないとかっていう人いっぱいいますよね。現実問題として。もう仕事はやり切った、もうつらいと。
つらいんですよ。仕事が多過ぎて。

○鈴木尚美児童保育課長 それはもう重々承知しております。

○中島直樹委員長 失礼いたしました。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第36号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

本案は、理学療法士、言語聴覚士など、1人に限り保育士とみなして、人員基準に参入できるようにするものです。

しかし、子どもたちを安全に保育するために定められた保育士配置基準の実質的な引下げにつながります。

療育支援に関わる専門職は、保育士配置基準を満たした上で加えた配置にすべきであ

り、反対です。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 16 分 休 憩

午前 11 時 17 分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

続きまして、議案第 37 号 羽生市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。よろしくお願いいたします。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木です。

同席する職員を紹介いたします。

こども家庭課長の稲田です。

○稲田信一こども家庭課長 稲田です。よろしくお願いいたします。

○鈴木尚美児童保育課長 恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案第 37 号 羽生市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料も併せてご覧ください。

改正理由について申し上げます。

子ども・子育て支援会議及び児童福祉審議会は、根拠法令は違うものの、どちらも児童の福祉に関する事項、子ども・子育て支援に関する事項について意見聴取をするという同じような性質を持つ会議でございます。

今後、乳児等通園支援事業の認可申請の対応に当たり一本化を行い、効率的な運営を行うため、条例を改正するものです。

条例を一本化した後は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法により設置規定されるそれぞれの所掌事務について、子ども・子育て支援会議にて意見聴取を行うこととなります。

以上で、議案第37号 羽生市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 一本化するというのは、参考資料6の話ですよね。その説明がなかったと思うんですけども、要するに参考資料6の現行があって、一本化するという、この内容のことでよろしいんですかね。ちょっとその確認です。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 一本化するということでの議案として上げさせていただいております。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 見ると、性質も結構異なるのかなという。また、委員のところを見ても、ちょっとこれがほとんど同じようなところで、民生委員、児童委員さんとかっていうのも、同じようなら結構すんなり、一本化するんで分かるんだということになるんですけども、結構これを見るとちょっと違う、それぞれ異なるんですよね。

これ一本化していいんですよというのは、どういうところから認識すればいいのかというんですかね。大丈夫かどうかといいますか、一本化しても問題ないから一本化することだと思うんですけども、その辺はどう捉えているのでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 こちらの参考資料をご覧くださいたいんですが、児童福祉審議会につきましては、平成12年に制定されて以降、組織化されたことがないということ

であります。

また、子ども・子育て支援会議については、平成25年に制定されて以降、毎年度組織されているものとなっております、この委員構成につきましては、児童福祉審議会の1項目から4項目までのものと、子ども・子育て支援会議では1項目から6項目まで委員の構成が定められておるのですが、こちらの現在組織されている子ども・子育て支援会議におきましては、児童福祉審議会で求めている構成委員が全て含まれております。識見を有する者から市職員まで、現在の組織化されている子育て支援会議のほうで構成されている委員が兼ねておりますので、委員構成からしても問題がないと考えております。

また、所掌事務につきましても、意見聴取するということを基本としたものとなっておりますので、そちらについても、全て支援会議のほうで網羅するような形とさせていただければと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今は同じ構成になっているということだと思うんですけども、ただ、やはり同じにすることもできれば、もうちょっと専門性をなくしていっちゃうこともできるというふうにも捉えられるんですよね。もともとは、やはりこの児童福祉審議会は審議会で、このメンバーが必要でということで枠組みとしてあったんですよね。

それなので、それぞれの専門性が形骸化するということはないのかどうか、ちょっとその点について確認です。

以上、質疑とします。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 どちらも根拠法令は違うものの、子ども・子育てに関わる内容ということで、構成委員につきましても、現在組織されている会議、支援会議の構成委員でも、同じ識見を有する方を含めた構成で組織されているものがございますので、委員の負担の軽減も兼ねて支援会議のほうに一本化させていただければと考えております。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 23 分 休 憩

午前 11 時 23 分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

以上で本委員会付託事件の審査は全て終了いたしました。

付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任を願います。よろしく
お願いします。

これをもって閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 23 分 閉 会